

さいたま市水道局企業管理規程第 12 号

さいたま市水道局企業職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和 8 年 5 月 29 日

さいたま市水道事業管理者 小 島 豪 彦

さいたま市水道局企業職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規程の一部を改正する規程

さいたま市水道局企業職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規程（平成13年さいたま市水道部企業管理規程第29号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(昇格) 第17条 [略] 2・3 [略] 4 第1項の規定による昇格は、現に属する職務の級に <u>1</u> 年以上在級していない職員については行うことができない。ただし、職務の特殊性等によりその在級する年数が <u>1</u> 年に満たない者を特に昇格させる必要がある場合であらかじめ管理者の承認を得たときは、この限りでない。	(昇格) 第17条 [略] 2・3 [略] 4 第1項の規定による昇格は、現に属する職務の級に <u>2</u> 年以上在級していない職員については行うことができない。ただし、職務の特殊性等によりその在級する年数が <u>2</u> 年に満たない者を特に昇格させる必要がある場合であらかじめ管理者の承認を得たときは、この限りでない。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第4条関係）

級別資格基準表

試験		職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	
正規の試験	大学卒業程度	大学卒		5	3	3	別に定める	別に定める	別に定める	別に定める	
			0	5	8	11					
	高校卒業程度	大学卒	大学卒		5	3	3	別に定める	別に定める	別に定める	別に定める
				0	5	8	11				
		短大卒		7	3	3	別に定める	別に定める	別に定める	別に定める	
	0	7	10	13							
	高校卒	高校卒	高校卒		9	3	3	別に定める	別に定める	別に定める	別に定める
				0	9	12	15				
その他	中学卒	中学卒		9	3	3	別に定める	別に定める	別に定める	別に定める	
			3	12	15	18					

附 則

この規程は、令和9年4月1日から施行する。